

第 6 回団交 (2009.1.13)

「2008 年度教職員組合要求事項」に対して、提出 8 ヶ月後初めて、中川専務理事が各要求項目に対して口頭で見解を述べました（文書回答は拒否しました）。

○ 財務諸表の開示について

組合：資料を提示して回答せよ。財務資料に基づいて回答したことは 1 度もない。

法人：大項目を出している。

組合：小項目を含めて、財務の開示を要求している。必要な資料を出して、具体性のある説明をせよ。

法人：団交に必要な。出せない。

○ 給与改定について

組合：（法人側は）6 年前から給与制度の改定を行うと言ってきた。なぜ遅れているのか。

法人：その話は本当か（中川専務理事が事務方に向かって問いかけ）。

（専務理事が知らないことが露呈した。組合の給与水準の改定の要求に対して、法人側は「新しい給与制度を作成中」という理由を使い、6 年も回答を遅らせてきたが、給与制度改定の話は理事会の方針ではなく、給与交渉を逃れる為の姑息な目眩ましであったことがわかった。実質的に誠実交渉義務違反である。）

法人：もう少し時間が欲しい。年令＋職能で。

組合：4 月に遡ってやらないと。

法人：3 月 31 日までに間に合うように。

ところが、3 月 24 日に事務局長名で配信された「平成 20 年度給与の年令給の昇給について（お知らせ）」と題するメールで、**年令給のみの昇給**が通知されました。どうやら、「3 月 31 日までに間に合うように」、「年令＋職能で」の話は蒸発してしまったようです。

実質隠蔽の閲覧規程

財務諸表については、これまで、法人側は、閲覧規程が存在し、閲覧ができるようになっている。閲覧ができるのだから提示の必要はない。これまでも組合委員長や書記長が閲覧したではないか、というような主張を繰り返してきました。

ところが、その閲覧規程には禁止条項があり、内容を他人に漏らしてはならないことになっています。そうであれば、閲覧した内容を組合に持ち帰り、分析を行って、それを基に給与・賞与の交渉に臨むことはできないことになります。

今回、閲覧内容を団交で使用することが規程上できないということを、法人側は初めて認めました。財務諸表は実質的には非公開の状態にあることを認めた訳です。これまで法人が表明してきた「財務諸表は公開している」は、誤魔化しであったことが明らかになりました。組合は法人に対して経理の実質的な公開を要求します。

定昇・ベースアップが無ければ実質賃下げ

100 年に 1 度と言われる世界的な不況にあって、世間の今春闘のベースアップの交渉は総崩れの様相です。関心は定昇の確保に移っていますが、報道では、各社は

苦しい中でも定昇維持の努力を続けているようです。定昇を半年間、あるいは1年間、凍結するケースもありますが、「創業以来初めて」とか、「4年振り」という非常事態下の対処のようです。

定昇を維持するのは、「**定昇を実施しないと実質的に賃下げになり、士気が低下する**」という判断です。その定昇額は、例えばトヨタでは組合員平均で7,100円と報じられています（日経ネット2009.3.11）。定昇凍結は、生涯に渡ってその額だけ給与が低くなり、それが退職金や年金にも反映されますので、金額が小さくても打撃は大きいのです。

本学ではどうでしょうか。本学の給与体系は職能給と年令給からなっていますが、昇給が年令給に限られるようになってからもう7年になろうとしています。その年令給の刻み額は、年令によって異なりますが、教員について言えば0円から最大で6,000円（34歳～40歳）です。したがって、平均は2,000円を割るのではないのでしょうか。この額は世間が努力して維持しようとしている定昇額の**1/3**程度でしかありません。つまり、**本学ではもう7年も賃下げが続いていること**になります。そして、世間では、この間の好景気でベースアップが繰り返されてきたのですから、格差はより広がっています（ベースアップ無しも実質的に賃下げに繋がります）。

本学でも、過去には、毎年、職能給が2号俸から、多いときで6号俸程度、金額にして約3,000円から1万円超、上げられていました（これに年令給を加えたものがいわゆる定昇に相当します）。職能給の昇給が長年止まっているために、現在在職中の教職員の給与水準は、これまでに停年退職していったOB教職員のそれに比して、大変低くなっています。その差は停年時で年額300万円に達するそうです。退職金にも年金にも、大幅な格差が生じます。（なお、本学では、いわゆるベースアップ〔給与表の書き替え〕は過去に1度行われただけです。）

以上は本俸の話です。本学では、賞与の支給率も毎年下げられ、年間3.5ヶ月にまで低減しています。本学では、真綿でクビを絞めるように、**過酷な賃下げ**が行われているのです。

一方、最近、既報のように、一部の理事の報酬が上げられたそうです。世間ではこの不況を乗り切る為に役員報酬をカットするところが多いというのに、随分、無神経な話ではないでしょうか。

休日出勤と理事会の言語道断、欺瞞的な言動

「新春スペシャル勉強会」（1月10日土曜日、11日日曜日）終了後の1月14日に、事務局長名で「今回の勉強会は、あくまで自主的に参加するものであり、振り替え休日等を伴う勤務ではありません。しかしながら1月7日付案内文に誤って勤務及び振り替え休日という表現を用い、皆様多大な誤解と混乱を与えてしまったことに、深くお詫び・・・」（下線は当誌）との驚愕のメールが配信されました。

このメールに先立ち、法人は、次のキーワードが示すように、「勉強会」への全員参加を強制していました。

「万障繰り合わせの上」 12月17日 管理本部長名メール

「全員参加」 12月25日 学長名メール

「まだ出欠のお返事を頂いていない方は、必ず」 1月6日 事務局長名メール

「教職員全員参加のもとで」 With you（平成21年No.1）

欠席希望者に学長から翻意を促す電話

そして、「スペシャル勉強会」の土日勤務の手当の支払い義務を免れるためにか、次のように、2回にわたって**振替休日**を取得するように通知していました。

「振替休日」 12月26日 事務局長名メール
「スペシャル勉強会に伴う振替休日の取得」 1月7日 事務局長名メール

ところが、12月から1月7日にかけての3号の組合ニュースで、この**労基法違反のカラクリ**を指摘され、その後、上のようなメールが配信されたわけです。

都合が悪くなったら、**事後に「あれはなかったことにしておこう」という、言語道断の欺瞞的な言動は、現在の法人の姿勢を端的に示すものです。極めて遺憾ながら、後から口実を作ったり、理由をとって付けたりの誤魔化しが日常的と言っても良いくらい繰り返されています。組合は真摯な言動を強く求めます。**

マイカーの業務使用を避ける方途を

駐車許可申請に際し、今回初めて、運転免許証、車検証、自賠責保険証書、任意保険証書のコピーを添付するよう通知がありました。個人の責任を負うところの個人情報上の義務的な提出に違和感を覚えるという声が寄せられました。また、事故が起きた場合の責任を個人に負わせる意図があつての措置ではないかと危惧する意見もありました。

組合が法人に質したところ、「確認でいいので必ずしもコピーは必要としません」という回答を得ましたが、実質的な問題の解決には至りませんでした。この点、組合の対応が不十分であったことをお詫びします。

自家用車を業務に使うことが避けられないのであれば、事故が生じた場合の対応や補償の分担を明確にしておくべきではないでしょうか。

解雇無効確認・損害賠償請求訴訟の組合側証人の尋問行わる

○岡野浩史証人（元本学教職員組合執行委員長・書記長）（2009.2.23）

証言内容は、法人と組合の緊張関係にかかる以下のような事項、並びに、法人の不誠実団交・団交交渉義務違反に関する事項でした。

- ①組合員監視 ②組合員尾行 ③オリンガー氏解雇 ④盗聴器設置
- ⑤労働条件の実態 ⑥学長・学部長公選制要求運動 ⑦街宣活動（ビラ配布）

○林敬証人（前執行委員長）（2009.3.9）

主に解雇に至る経緯と法人の団交交渉義務違反にかかる証言が展開されました。

共に、原告組合側弁護士による主尋問の後、法人側弁護士の反対尋問が行われました。主尋問の間、法人側弁護士の1人が殆ど居眠りをしていたことと、その弁護士の反対尋問の質問内容が、（問題とされている事項について、法人側に）「文書で抗議したのか」、（団交の中で）「何分、交渉したのか。1分なのか、それ以上なのか。」というように、原告の主張の内容に立ち入ることなく、表層的な質問に終始していたことが印象的でした（交渉の時間が1分でもあれば「交渉した、誠実交渉義務を果たした」と主張するつもりでしょうか）。

次回は**法人側証人である松村常務理事と河島理事への尋問**が予定されています（4月17日金、11時～17時）。予め裁判所に提出する両氏の陳述書が3月17日の期限を1週間過ぎてやっと提出されました（6年制担当外し問題の労働委員会でも、

法人側の陳述書の提出が何度も遅れた)。

5月25日(月、11時～17時)には、田村、ライヒェルト両氏の証人尋問が行われます。

何れの証人尋問も自由に傍聴できます(金沢地裁)。

定期総会開かれる

2008年度の定期総会が開催されました(2008.3.16、18:00～、於ホテル金沢)。1年間の活動報告と会計の決算報告が共に承認されました(右表)。

引き続き2009年度の新執行役員が、以下の通り選出されました。

執行委員長	荒川 靖
副執行委員長	木津 治久
書記長	田村 光彰
会計	武野 哲
執行委員	三国 千秋
同	長岡 亜生
同	田端 淑矩
会計監査	島崎 利夫

2009年度活動方針と予算

荒川新執行委員長から、2009年度の活動方針として、労働環境の改善と現在継続中の裁判(解雇無効確認+当事者と組合の損害賠償請求訴訟)を中心に取り組む方針が示され、了承されました。また、予算案についても了承されました(右表)。

組合送別会

総会后、2008年度に退職された教員の送別会が催されました。来賓を含め、多数のご参加がありました。

北陸大学教職員組合 2009年2月期(2008.03～2009.02)決算報告書

収支計算書

I 収入の部	予算	決算
前期からの繰り越し	7,855,000 円	7,855,045 円
組合費	2,000,000 円	1,041,700 円
寄付	0 円	50,000 円
金利	0 円	10,137 円
行事収入	120,000 円	120,000 円
合計	9,975,000 円	9,076,882 円

II 支出の部	予算	決算
事務用品費	50,000 円	4,436 円
郵便・通信費	100,000 円	2,130 円
コピー・印刷費	500,000 円	49,864 円
資料収集費	50,000 円	0 円
他団体関係費	0 円	0 円
上部団体納入費	350,000 円	330,000 円
旅費等出張費	100,000 円	50,520 円
会議費	60,000 円	11,525 円
弁護士費用	900,000 円	1,016,875 円
振込費等会計処理費	20,000 円	5,040 円
慶弔費	250,000 円	62,740 円
行事費	800,000 円	356,500 円
裁判準備金	4,000,000 円	0 円
組合10年史出版	500,000 円	0 円
予備費	2,295,000 円	0 円
合計	9,975,000 円	1,889,630 円
収支残高	0 円	7,187,252 円

貸借対照表

I 資産の部	
普通貯金残高	6,981,941 円
現金残高	205,311 円
合計	7,187,252 円

II 負債の部	
	0 円

以上のように決算報告をいたします。
2009年3月15日
会計 武野 哲

以上の決算は正確であることを証明します。
2009年3月15日
会計監査

島崎利夫

2009年度組合予算編成方針

・昨年度(2008年度)は、労働委員会事件については一定の解決を見た。地裁事件(組合原告請求と組合員原告請求)は今年度数回の開廷の後結審が見込まれる。このうち、組合員が原告になっている請求事件については、「田村・ライヒェルトを支援する会」と共同で支援する予定であるが、最終的には組合が責任を持つ。裁判は原告有利に展開中で見通しは明るい。被告が2審に持ち込めば新たな出費も覚悟しなければならない。したがって、予備的に裁判の維持を考慮し費用補助を予算化した。大学の内外の情勢は依然として厳しいので、今後予想される闘争に備えて資金を備蓄しなければならない。組合員に各位に引き続き組合費の納入をお願いし、組合の活性化の向上に努める。

2009年度組合予算案(2009.4.1～2010.3.31)

収入の部	
前期からの繰り越し	7,187,252 円
組合費	1,800,000 円
寄付	
金利	
行事収入	120,000 円
合計	9,107,000 - α 円(端数切り捨て)

支出の部	
事務用品	50,000 円
郵便・通信費	100,000 円
コピー・印刷費	500,000 円
資料収集費	100,000 円
他団体関係費	0 円
上部団体納入費	350,000 円
旅費等出張費	100,000 円(旅費補助金)
会議費	60,000 円(20回×3,000円)
弁護士費用	900,000 円
地裁組合原告事件相談料:	10(回)×3(人)×10,000(円)=300,000 円
地裁出張:	5(回)×3(人)×10,000(円)=150,000 円
地裁組合員原告事件相談料:	10(回)×3(人)×10,000(円)=300,000 円
地裁出張:	5(回)×3(人)×10,000(円)=150,000 円

(不足分は予備費から充当)	
振込費等会計処理費	20,000 円
慶弔費	250,000 円
行事費	800,000 円(2回×400,000円)
裁判等準備金	4,000,000 円
「組合10年史」出版費	500,000 円
予備費	1,377,000 円
合計	9,107,000 円